

# 国際会計基準適用時の 疑問に対する回答集

日本大学商学部川野克典ゼミナール

第12期生Aチーム

( 稲田浩太、水野直哉、渡邊恭也、熊倉芽衣、藤生茜 )

### 【回答集の作成目的】

本回答集は、国際会計基準の適用時に企業が直面する疑問に対する回答を簡潔に記述した資料です。より多くの企業に国際会計基準を適用頂きたいと考え、指導教員（日本大学商学部 川野克典）の指導を受けて、作成致しました。ぜひ国際会計基準未適用会社のCFOの方々にご一読頂きたいと思います。

### 【作成の背景】

本回答集は、日本大学商学部 川野克典ゼミナール 第12期生 Aチーム（稲田浩太、水野直哉、渡邊恭也、熊倉芽衣、藤生茜）の2年間の研究の成果としてまとめたものです。

私たちAチームは、研究の一環として、国際会計基準に関するアンケート調査を実施致しました。その結果、「国際会計基準とは何なのか」、また「国際会計基準を適用することにより企業にどのような影響を与えるのか」について疑問を抱いている企業が多いということが判明しました。そこで、より多くの企業に国際会計基準に関する理解を深め、適用を検討して頂きたく、私たちは本回答集を作成することに致しました。ぜひ貴社の国際会計基準適用に役立て頂ければ幸いです。

### 【私たちが国際会計基準適用を提案する理由】

私たちAチームの研究の成果として、国際会計基準適用済企業76社と日経225企業で連結営業利益率、対売上高（親会社株主に帰属する）当期純利益率、ROA（総資産利益率）、ROE（自己資本利益率）、連結自己資本比率、連結売上高、連結営業キャッシュ・フローの7指標を比較した結果、連結自己資本比率の向上率を除く6指標の向上率が、国際会計基準適用済企業の方が大きいことを発見しました。

適用済企業に対するヒアリング調査等でその要因の調査を進めたところ、国際会計基準適用により、グループ内外の企業との比較可能性の向上が、適切かつ迅速なマネジメントサイクル（PDCA）の循環に影響を与えていると推測されました。

これらの研究成果を踏まえ、私たちAチームは、国際会計基準未適用企業のCFOに対して、国際会計基準を適用し、企業変革を行なうことを提案致します。

**【指導教員のコメント】**

本回答集は、学生たちが国際会計基準を詳細に調査研究して作成しております。学生の作成物ではありますが、ご一読頂けると幸いです。

日本大学商学部 教授 川野克典

**【本件のお問い合わせ】**

日本大学商学部 川野克典ゼミナール第12期生Aチーム

リーダー 稲田浩太

e-mail : [insemi2019a@gmail.com](mailto:insemi2019a@gmail.com)

# 国際会計基準適用時の疑問に対する回答集

**Q1. 国際会計基準を適用しても費用対効果は得られないのではないのでしょうか。**

A:国際会計基準適用に伴う費用対効果の測定は困難です。しかし、私たち（日本大学商学部川野克典ゼミナール第12期生Aチーム）が、国際会計基準適用会社と日経225選定会社の2015年度と2018年度の連結営業利益を比較したところ、国際会計基準適用会社が日経225選定会社を上回っていることが確認できています。連結営業利益には、会社を取り巻く様々なリスクが影響するため、一定時点のみの比較で国際会計基準適用に伴う費用を吸収し、業績向上をもたらしたと主張するつもりはありません。

私たちは、国際会計基準適用が経営管理制度、人事制度、業務プロセス等の変革のきっかけとなり、これらの相乗効果により業績向上につながったのではないかと考えます。すなわち、単純に国際会計基準を適用すれば業績が向上することはなく、国際会計基準適用を会社変革のきっかけにするという経営者の強い意志と、変革の実行が適用費用を効果が上回って業績向上に結び付くのです。

**Q2. 国際会計基準適用準備の手順を知りたいです。**

A:国際会計基準適用には2～3年の準備期間が必要となります。決められた準備手順はありませんが、監査法人やコンサルティング会社が推奨している手順に対して、私たちの調査研究成果を踏まえた手順は、(1)国際会計基準適用の影響度の調査、(2)プロジェクトの発足と適用計画策定、(3)個別課題の検討、(4)国際会計基準への会計処理等の変更、(5)進捗管理と教育、(6)適用開始です。以下、詳細の作業手順を記述します。

(1)国際会計基準適用の影響度の調査 国際会計基準適用後に財務諸表に与える影響金額を試算し、国際会計基準適用の利点、欠点、課題等を整理します。

- ①既に国際会計基準を適用済会社の財務諸表影響額の調査
- ②影響する可能性のある会計処理の抽出と影響額の試算、関連する諸制度への影響
- ③国際会計基準適用による利点、欠点、効果、適用に当たっての課題の整理

私たちは国際会計基準適用を変革のきっかけとすることを提案しており、どのような変革を進めるかも整理します。

④国際会計基準適用の検討をさらに進めるか否かの経営者の意思決定

(2)プロジェクトの発足と適用計画策定 国際会計基準適用に向けて具体的な検討を進めるプロジェクトを発足し、適用に向けての詳細な作業計画を策定して行きます。

①プロジェクトメンバーの選定とリーダーの決定、キックオフミーティングの開催

②プロジェクトメンバーの教育 プロジェクトメンバーの教育を行います。書籍を読み、勉強会を開催しても良いと考えます。外部講師を招くことも一考です。

③国際会計基準適用の基本方針の策定 基本方針には、適用年度、主たる会計方針の考え方、業績評価制度の見直し、人材育成方針、情報化投資の考え方等が考えられます。

④国際会計基準適用に向けて課題の抽出と分類 会計処理、人、組織、業務プロセス、関係会社、情報システム、外部開示、業績評価、社内の諸制度等の観点から課題を抽出します。

⑤適用計画の策定 課題解決に要する工数を見積もり、適用に至る作業を効率的、効果的に進めることができるように、WBS ( Work Breakdown Structure ) の手法等を活用しながら、適用に至るスケジュール表、工程表を作成します。

(3)個別課題の検討

①個別課題の検討 最も時間を要する作業で、国際会計基準適用に向けての課題を会社単位、事業単位、勘定科目単位、組織単位で検討して行きます。個別課題には、外部開示方法、情報システムの開発・改修、連結パッケージの見直しも含まれます。

②課題解決方法の文書化 ①で検討された個別課題の解決方法、解決目標時期等は、文書に記述して、後戻りがないように記録します。

③監査人等との調整 これまでの検討結果を監査人に提示して、調整を行い、個別の会計処理を確定して行きます。

④投資額の試算 コンサルティング報酬、情報システム開発・刷新等の投資額を試算します。

⑤関連諸制度の調整 人事評価制度等、関連する諸制度の所轄部門と調整を行います。

⑥国際会計基準適用に関する提案書の作成 これまでの検討結果をとりまとめます。

⑦取締役会での意思決定と対外発表 国際委員会基準適用を取締役会で意思決定し、決定後は速やかに対外発表します

#### (4)国際会計基準への会計処理等の変更

①関係会社等の教育 関係会社の経理担当者に対して、国際会計基準の教育を実施します。

②関係会社単位での対応 プロジェクトメンバーが関係会社の担当者と個別に協議して、会計処理、仕訳等を確定して行きます。決算日変更が必要な場合、決算日変更に向けての法的手続きの検討を行います。

③連結パッケージの修正 連結パッケージを修正し、関係会社に決算時に提出を依頼するデータを確定します。

④業務プロセス、情報システム、作業シート等の変更

#### (5)進捗管理と教育

①課題解決の進捗管理 各関係会社の課題解決状況を把握し、遅れている関係会社のフォローを行います。特に情報システムの開発・改修が遅延しないように、遅延するリスクを抽出して、事前に回避していきます。

②国際会計基準の教育 国際会計基準適用により、経営者の意思決定や管理者の行動を変える必要がありますので、広く国際会計基準に関する教育研修を行います。

#### (6)適用開始

①開始仕訳と前期繰越の国際会計基準への組み換え

②前期財務諸表の国際会計基準への変更 2年併記が必要となりますので、前年から国際会計基準を適用した財務諸表を作成することになります。

③適用開始後の課題の把握と解決 適用開始後も様々な課題発生が予想されます。放置することなく、解決を図ります。

**Q3. 国際会計基準を適用すると、経理部門の業務負荷が増加するのではないのでしょうか。**

A: 国際会計基準は原則主義を採用し、細かな規定がないため、会社は採用した会計処理を注記として記載する必要があります。日本基準を採用している場合に比べて、有価証券報告書の記載量が増加するため、従来と同じ業務処理方法では、経理部門を中心に有価証券報告書の作成、監査に要する負荷工数が増加してしまいます。

そこで、有価証券報告書作成業務のみならず、経理部門の業務全般に関して、廃止、簡素化、ルールや納期の遵守、標準化、平準化、業務移管や業務結合、情報システム化等の観点から見直しをすることが必要となります。すなわち、国際会計基準適用を経理部門の業務変革のきっかけとするのです。

また、有価証券報告書作成業務に限って言えば、経理部門のみが有価証券報告書を記述するのではなく、関連部門に記述業務の分散化を図ります。また、決算前に、確定数字を除いて有価証券報告書の主たる記述を先行させる平準化も効果的です。

経理部門は、会社の業績向上を図るため、事業部門等に変革の推進を働きかける役割を担っており、自らが率先して変革を推し進めるべきです。

**Q4. 国際会計基準に精通する従業員がいません。**

A: 最初から国際会計基準を理解している従業員がいる会社はありません。初期の国際会計基準適用会社は、監査法人やコンサルティング会社の指導、助言を受けながら、国際会計基準に関する知識を社内に蓄積していきました。

しかし、現在では、監査法人やコンサルティング会社から多数の書籍が出版され、関連する論文、インターネット、そして日本経済団体連合会や金融庁からも国際会計基準に関する情報が発信されており、意欲ある従業員ならば、短期間で国際会計基準に関する知識を修得可能となっています。まず国際会計基準適用に向けたプロジェクトの中核メンバーが国際会計基準の知識を取得し、その知識を社内に広げていく方法が良いでしょう。もちろん、監査法人やコンサルティング会社を活用し、それらの提供するe-ラーニング等の教育プログラムを活用することを妨げるものではありません。

**Q5. 国内市場が中心の事業のため、国際会計基準適用の意義を見出せません。**

A:国際会計基準はグローバルに活動する会社だけに適用される会計基準ではありません。国際会計基準適用により、同じ業界に属するグローバル企業と財務諸表が比較可能となり、貴社の強み弱みが明確になります。また、国際会計基準適用は、変革のきっかけとして活用すべきであり、貴社が国内市場中心の事業からグローバル市場に進出するきっかけにすることもできます。加えて、将来、貴社がさらなる飛躍のために多額の資金調達が必要となった場合、国際会計基準を適用していることで海外投資家からの資金調達も容易になるでしょう。最近の国際会計基準適用会社は、グローバルに活躍する大企業のみならず、新興企業も少なくないことが私たちの考えを裏付けているのではないのでしょうか。

**Q6. 外国人株主比率が低いため、国際会計基準適用の意義を見出せません。**

A:国際会計基準は、外国人株主のために適用する会計基準ではありません。私たち（日本大学商学部川野克典ゼミナール第12期生Aチーム）が、国際会計基準適用会社と、日経25選定会社のうち国際会計基準未適用会社の外国人株主比率を比較してみたところ、両者の間に差は確認できませんでした。

国際会計基準適用により、同じ業界に属するグローバル企業と財務諸表が比較可能となり、貴社の強み弱みが明確になります。また、国際会計基準適用は、変革のきっかけとして活用すべきであり、変革を成し遂げ、業績向上が図られれば、外国人株主にも注目されるようになり、貴社の企業価値が増大すると考えます。

**Q7. 国際会計基準に無関心です。**

A:国際会計基準は、会計処理と外部開示に関するルールに過ぎません。ゲームにおいて、ルールが変わると勝ち負けが変わり、やり方を変えないと、勝つことができないように、国際会計基準の適用は、管理者や一般従業員の行動を変えるきっかけにすることができます。商品やサービスがグローバルに競争するように、経営者及び経営管理もグローバルに競争しなければ、今後の厳しい競争の中で勝ち残ることはできません。つまり、国際会計基準適用で、競合等と財務諸表や業績評価指標を比較することが可能となるため、高い経営目標水準の達成を目指して、PDCAサイクルを循環させることができ、業績向上につなげることができると考えます。



**Q8. 国際会計基準の適用には多額の情報化投資が必要になりませんか。**

A: 私たち（日本大学商学部川野克典ゼミナール第12期生Aチーム）の国際会計基準適用企業へのインタビュー調査により、国際会計基準適用のために多額の情報化投資を必要としないことが明らかになっています。多くの場合、連結決算システムの改修に要した支出が中心です。一部の会社において、国際会計基準適用時に多額の情報化投資が発生するのは、国際会計基準適用を契機にして業務改革を推し進めるため、情報システムの更新、バージョンアップ、範囲拡大が行われるためです。

**Q9. ランニングコストでは監査報酬がかかるので将来的に会社のことを考えると適用に踏み込めません。**

A: 国際会計基準適用により、一般に有価証券報告書のページ数が増加するため、監査対象が拡大し、監査報酬が増加するのは事実のようです。監査を上場維持に必要な義務と考えてしまうと、監査報酬は安いほど良いことになってしまいますが、監査を「会社の健康診断」と考え、会社の病気である問題点を発見する機会と考えるならば、検査の範囲＝有価証券報告書の監査対象範囲が拡大することは悪いことばかりではありません。監査により、早期にリスクを把握し、事前にそのリスクの発現を回避、軽減することによって、業績向上に結び付けるといった戦略的な監査の活用が重要です。

**Q10. 海外子会社に経理の従業員を配属できず、子会社の指導ができません。**

A: 国際会計基準は、世界中の国々で採用されているため、多くの国で日本の会計基準を理解している従業員を採用するより、国際会計基準を理解している従業員を採用する方が容易です。また、貴社が採用する会計方針、会計処理を教育するために、現在ではビデオ会議システムやe-Learningを安価で利用することができます。こうしたツールを活用すれば、国際会計基準を適用するために日本人の経理の従業員を配属する必要はありません。また、シェアード・サービス・センターを設立し、会社単位で経理の従業員を配置するという発想そのものを改めても良いと考えます。

**Q11. 国際会計基準適用に当たり、決算日統一が必要となり、対応が難しいです。**

A: 国際会計基準は、日本基準とは異なり、決算日の統一が必須との誤解があります。IFRS第10号B92にも、「親会社の報告期間の期末日の子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務情報を作成す

る。」との記述があり、全ての決算日を統一しなければならないわけではありません。すなわち、可能な限り、子会社の決算報告期間を親会社の決算報告期間と統一しなければなりません。決算報告期間が統一できない場合には、仮決算を行います。

**Q12. 関係会社に対して、国際会計基準の指導ができる人材が限られています。**

A:国際会計基準は短期間で適用するものではありません。中期的な適用スケジュールを策定し、着実に準備を進めるべきです。人材についても、最初は中核となる人材を育成し、それらの人材が関係会社の経理部門の人材を教育し、さらに関係会社の経理部門が関連部門の教育を行うように着実に国際会計基準を理解した従業員数を増やしていくべきです。既に国際会計基準適用済の会社でも最初は限られた人数で検討を開始していますので、今の人数が問題ではありません。

**Q13. 開発費の資産計上は、繰延資産を除き、日本基準では採用されていない会計処理です。**

A:国際会計基準適用会社の例では、ほとんどの会社で資産計上する開発費は無いとの判断に至っています。開発費の資産計上の要件は6つありますが、資産計上の可否を決定する上で重要な要件としては、技術上の実行可能性及び蓋然性の高い将来の経済的便益が多く、量産が可能となる段階までの開発費は、6要件を満たさないと判断しているようです。(日本経済団体連合会、『IFRS任意適用に関する実務対応参考事例』、2014年)国際会計基準適用検討の初期段階で、開発費の資産計上可否の結論は容易に導き出せると考えます。

**Q14. 有給休暇引当金は日本基準にはない考え方で決まった会計処理がないため、どのように考えて判断すれば良いのか分かりません。**

A:有給休暇の制度は企業ごとに異なるため、一律の判断基準はありません。主に3つの会計処理方法があるようですが(日本経済団体連合会、『IFRS任意適用に関する実務対応参考事例』、2014年)、会計処理や計算は難しいものではなく、心配する必要はないと思われます。

**Q15. 国際会計基準ではのれんの償却が認められておらず、減損が発生した場合には日本基準ののれんの定額償却に比べて多大な影響を財務諸表に与えてしまう恐れがあります。どうすれば良いでしょうか。**

A: 会計処理として対応できることはありません。買収時に適正価格とすることや、買収後、将来的な収益性が維持向上するように経営を推し進めるしか方法はありません。

**Q16. 財管一致させて管理会計を行っていますが、国際会計基準適用を適用すると、財管不一致となってしまいます。**

A: 財管一致の方法には、単体決算での財管一致、連結決算での財管一致、そして連単での財管一致があります。国際会計基準は、連結決算のみに適用されるため、単体決算の集計値が連結決算の値にならないことがご懸念のように思います。既に日本の会計基準も連結決算のみに適用される退職給付債務の未認識項目のオンバランス処理があり、連単での財管完全一致は崩れ、連単分離となっていますし、支配獲得時（当初連結時）の子会社の資産・負債の時価評価や決算期が異なる子会社における連結会社間取引の整理といった連結決算特有の会計処理もあります。また、年次、四半期決算、すなわち財務会計で実施される細かな会計処理全てが、月次、すなわち管理会計において行われるわけではなく、重要性の高い会計処理のみが反映されるのが普通で、財管一致といっても、財管近似というのが正確な表現でしょう。すなわち、国際会計基準を適用したから変わることはなく、これまでと同じように、単体ベースは現地基準あるいは国際会計基準で財管一致、連結ベースは国際会計基準で財管一致という運用は継続可能であると考えます。

**Q17. 消極的、保守的な企業風土があり、国際会計基準を適用することに否定的です。**

A: 国際会計基準適用を、貴社の変革を推し進めるきっかけとすべきであり、経営者が方針を打ち出して、経営者主導で、従業員の合意も得ながら、推し進めるしかありません。企業風土を理由としてしまったら、何もできません。

**Q18. 業績評価も国際会計基準で実施したいが、国際会計基準の営業利益は日本基準でいう特別損益が含まれているため経営管理指標を設定することが困難等の問題点があります。**

A: 大きな誤解があると考えます。業績評価すなわち管理会計は法や会計基準の制約を受けませんので、管理会計上は営業利益の他に区分損益項目を追加すれば、解決できると思います。また、外部開示においても、追加の区分損益項目を追加している例があります。

**Q19. その他の包括利益に認識した金額を純損益に組替えることは一般に組替調整（リサイクリング）と呼ばれていますが、国際会計基準においては一部の項目についてリサイクリングが禁止されており、業績管理が困難です。**

A: リサイクリング禁止（ノンリサイクリング）の是非については議論を避けますが、ASBJは総合的な業績評価指標としての当期純利益の有用性が低下するとしています。従って、当期純利益のみならず、包括利益との併用、ノンリサイクリングを前提とした予算編成や計画策定を行い、実績対比する等の対応は必要となります。

**Q20. 国際会計基準適用のメリットを定量的に示すことは困難である一方、実務コストの増加などのデメリット面は定量的に明確にできるため、社内の合意形成を得ることができません。**

A: 貴社のみならず、国際会計基準適用のメリットを定量的に明確化できている会社はないと思います。しかし、私たち（日本大学商学部川野克典ゼミナール第12期生Aチーム）が、国際会計基準適用会社と日経225選定会社の2015年度と2018年度の連結営業利益を比較したところ、国際会計基準適用会社が日経225選定会社を上回っていることが確認できています。つまり、私たちが主張しているように、国際会計基準適用をきっかけにして、変革を推し進めることができれば、ほとんどのデメリットを克服できると考えます。漢方薬が身体の体質を変えて、病気を治すように、国際会計基準適用をきっかけにして変革を継続できれば、会社の体質が変化して、経営成績や財政状態に好影響を与えるでしょう。

**Q21. 国際会計基準を適用するときに管理会計まで入れなければ意味はないと考えます。しかし、国際会計基準を適用すると、日本基準の時と比較して管理会計レポートの報告が遅れてしまいます。**

A: ご指摘の通り、外部開示（財務会計）に国際会計基準を適用するだけでは、限られた効果しか獲得することはできません。管理会計にも国際会計基準を適用し、PDCAサイクルを循環させてこそ、会社の変革を推し進め、経営成績向上と財政状態の健全化に結び付けることができるでしょう。

しかし、一般的に国際会計基準は日本基準よりも会計処理が複雑化するため、月次決算等が遅延してしまいます。そこで、国際会計基準適用準備の段階で、決算業務プロセスの見直しを行って、決算早期化にも合わせて取り組むべきです。具体的には月次決算に反映す

べき決算修正仕訳を、質と量の面から重要性の高い仕訳に絞り込むこと等が考えられます。

< 参考文献 >

- ・ 桜井久勝 (2013) 『国際会計基準』、白桃書房、291頁。
- ・ 日本経済団体連合会 (2014) 『IFRS適用に関する実務対応参考事例』。
- ・ EY新日本有限責任監査法人 アカウンティングソリューション事業部 公認会計士鈴木恵美・米国公認会計士山内正美 『IFRS導入プロジェクトの進め方(2)』、情報センサー2015年4月号 FAAS、2021年2月2日閲覧。

<https://www.eyjapan.jp/library/issue/info-sensor/2015-04-05.html>

- ・ EY新日本有限責任監査法人 IFRS推進室 公認会計士家泉明彦・河東陽志 『IFRS導入プロジェクトの進め方(1)』、情報センサー2015年3月号 FAAS、2021年2月2日閲覧。

<https://www.eyjapan.jp/library/issue/info-sensor/2015-03-05.html>